

<p>追加項目</p> <p>新分野として「公共工事」を追加。</p> <p>・・・公共工事の特定調達品目は全部で62。内訳及び判断基準は「表1～5」に記載。</p>
--

分野 用紙類		調達目標 100%	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
(情報・印刷用紙)			
1 コピー用紙	・古紙が含まれていること。 ・白色度が70%程度以下であること。	・できるだけ古紙配合率の高い製品を選ぶこと。	
2 OA用紙(フォーム用紙)	・古紙が含まれていること。 ・白色度が70%程度以下であること。		
3 インクジェットプリンター用紙	・古紙が含まれていること。		
4 色上質紙	・古紙が含まれていること。		
(衛生用紙)			
5 トイレットペーパー	・古紙配合率100%であること。		

分野 文具・事務用品		調達目標 100%	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
文具類共通 判断基準	・再生材の基準として、金属・ガラスを除く主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。 プラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木製の場合は、間伐材などの木材が使用されていること。 紙の場合は、紙の原料に古紙が含まれていること。		
(筆記用具)			
6 シャープペンシル	・再生材を使用していること。		
7 シャープペンシル替え芯	・容器に再生材を使用していること。		
8 ボールペン	・再生材を使用していること。	・芯が交換できること。	
9 マジック・マーカーペン・蛍光ペン類	・再生材を使用していること。	・インク等消耗品がある場合、交換又は補充できること。	
10 鉛筆	・再生材を使用していること。		
(テープ類)			
11 セロテープ	・巻芯に古紙が含まれていること。		
12 クラフトテープ	・テープ及び巻芯に古紙が含まれていること。		
13 布粘着テープ	・テープに再生材が使用されていること。 ・巻芯に古紙が含まれていること。		

(紙製品)			
14	ノート	・古紙が含まれていること。 ・白色度70%程度以下であること。	・できるだけ古紙配合率の高い製品を選ぶこと。
15	タックインデックス(見出しラベル)	・古紙が含まれていること。	
16	付箋紙(粘着メモ)	・古紙が含まれていること。	

分野 文具・事務用品		調達目標 100%	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
(ファイル)			
17	フラットファイル	・古紙が含まれていること。	・できるだけ古紙配合率の高い製品を選ぶこと。
18	パイプ式ファイル	・表紙芯材に古紙が含まれていること。 ・とじ具が分離可能であること。	
19	クリアフォルダー	・再生材を使用していること。	
(その他)			
20	のり(液体・固形・テープ)	・容器に再生材を使用していること。	・内容物が補充・交換できるもの
21	消しゴム	・巻紙(スリーブ)又はケースに再生材を使用していること。	
22	修正液・修正テープ	・本体(容器)に再生材を使用していること。	
23	定規	・再生材を使用していること。	
24	スタンプ台・朱肉	・ケースに再生材を使用していること。	・インク又は液が補充できること。
25	トナーカートリッジ	・リサイクルトナー(使用済トナーカートリッジの改修及びマテリアルリサイクルのシステムがあること)であること。	

分野 機器類(オフィス家具)		調達目標 100%	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
26	・金属・ガラスを除く主要材料が、次のいずれかの条件を満たすこと。 プラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 木製の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 紙の場合は、紙の原料に古紙が含まれていること。	・修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされていること。又は、分解が容易である等部品の再生利用もしくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。	
27			

分野 OA機器		調達目標 100%	
		リース・レンタル契約の場合も含む。	
特定調達品目	判断基準・配慮事項		
28	ディスプレイ(パソコン)	・国際エネルギースタープログラム基準に適合していること	・プラスチック部品に、再生プラスチックが使用されていること。
29	プリンター		
30	コピー機		
31	ファクシミリ		

分野 照明		調達目標 100%	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
32 蛍光灯(直管型・電球型)	・省電力型(省電力設計)であること。		
33 蛍光灯照明器具	・Hfインバータ方式器具であること。		

分野 自動車		リース・レンタル契約の場合も含む。 特殊な用途に使用するため、支障のある場合は対象外。 調達目標 100%	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
34 自動車	・低排出ガス車認定制度の基準に適合しているもの。		

分野 衣料品等		調達目標 100%	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
35 作業服等貸与被服	・製品にポリエステルが使用されている場合、再生PET樹脂から作られるポリエステル等の再生材料を使用していること。		

分野 作業手袋		調達目標 100%	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
36 作業手袋(軍手等)	・繊維が使用されている製品については、再生材料を使用していること。		

分野 印刷物		調達目標 100%	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
37 封筒	・古紙が含まれていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・植物性インキを使用すること。 ・窓開き封筒の場合、窓はグラシン紙を使用し、窓部分も含めて資源ごみとして出せる旨封筒に記載する。 	
38 その他外部発注印刷物 ・定期刊行物(市広報、議会だより等) ・予算書、決算書 ・紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等	・古紙が含まれていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・植物性インキを使用すること。 	

分野 公共工事		調達目標 積極的な調達を進める	
特定調達品目	判断基準	配慮事項	
39 公共工事	・契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の仕様が義務付けられていること。		

表1 公共工事の特定調達品目

分類	品目名		品目ごとの判断基準
	(品目分類)	(品目名)	
資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
		土工用水砕スラグ	
		鋼スラグを用いたケーソン中詰め材	
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	地盤改良材	地盤改良用鉄鋼スラグ	
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
		フェロニッケルスラグ骨材	
		鋼スラグ骨材	
		電気炉酸化スラグ骨材	
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		再生骨材等	
	小径丸太材	間伐材	
	混合セメント	高炉セメント	
		フライアッシュセメント	
	セメント	エコセメント	
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
塗料	下塗用塗料(重防食)		
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)		

園芸資材	バーク堆肥
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)
道路照明	環境配慮型道路照明
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
タイル	陶磁器質タイル
建具	断熱サッシ・ドア
製材等	製材
	集成材
	合板
	単板積層材
フローリング	フローリング
再生木質ボード	パーティクルボード
	繊維板
	木質系セメント板
ビニル系床材	ビニル系床材
断熱材	断熱材
照明機器	照明制御システム
変圧器	変圧器
空調用機器	吸収冷温水機
	氷蓄熱式空調機器
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
	送風機
	ポンプ
配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
衛生器具	自動水栓
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	水洗式大便器
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠

建設機械	-	排出ガス対策型建設機械	表3
		低騒音型建設機械	
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表5
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

	品目分類	品目名	判断基準	配慮事項
1	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	建設汚泥から再生された処理土であること 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。	
2		土工用水砕スラグ	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
3		鋼スラグを用いたケーソン中詰め材	ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる鋼スラグであること。	
4		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。	
5	地盤改良材	地盤改良用鉄鋼スラグ	サンドコンパクションパイル工法において、天然砂(海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
6	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
7		フェロニッケルスラグ骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。	
8		鋼スラグ骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる鋼スラグ骨材が使用された骨材であること。	
9		電気炉酸化スラグ骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
10	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
11		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
12	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
13		再生骨材等	コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
14	小径丸太材	間伐材	間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。	
15	混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を越える分量の高炉スラグが使用されていること。	
16		フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。	
17	セメント	エコセメント	都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。	

備考) 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

18	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。	
----	------------------	-----------	--	--

備考) 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

19	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 種類 転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む) 電気炉酸化スラグ	鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
----	------------	-----------	--	------------------------------

20	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	吹付けコンクリートであって、1 m ³ 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。																								
21	塗料	下塗用塗料（重防食）	鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。																								
22		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。																								
23	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p>原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。</p> <p>再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>砕石及び窯業廃土</td><td rowspan="13">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂（キラ）</td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td></tr> <tr><td>鋳物砂</td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td></tr> <tr><td>石炭灰</td></tr> <tr><td>建材廃材</td></tr> <tr><td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td></tr> <tr><td>石材屑</td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	砕石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥	再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
砕石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
建材廃材																											
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
24		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td rowspan="2">溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥																			
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥																											

備考）判断基準については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚濁又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

25	園芸資材	パーク堆肥	<p>以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上 	
----	------	-------	---	--

26	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 35%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量〔N〕(現物) 0.8%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕(現物) 1.0%以上 ・アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。) 	
----	----------------------------	---	--

備考) 1 「下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規定(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するもの。

27	道路照明	環境配慮型道路照明	高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハイドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。	配置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適正な光源を選択すること。
28	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。	撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

備考) 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原材料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

29	タイル	陶磁器質タイル	原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 別表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砕石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂(キラ)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化または熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	砕石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂(キラ)	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化または熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥	再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																												
砕石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																												
無機珪砂(キラ)																													
鉄鋼スラグ																													
非鉄スラグ																													
鋳物砂																													
陶磁器屑																													
石炭灰																													
廃プラスチック																													
建材廃材																													
廃ゴム																													
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)																													
製紙スラッジ																													
アルミスラッジ																													
磨き砂汚泥																													
石材屑																													
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																												
下水道汚泥	焼却灰化または熔融スラグ化																												
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																												
湖沼等の汚泥																													
30	建具	断熱サッシ・ドア	建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 																										
31	製材等	製材	間伐材、林地残材又は小径木であること。 以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、林地残材及び小径木は除く。																									

32	集成材	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上あり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
33	合板		
34	単板積層材		

備考) 1 本項の判断基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
 2 「製材等」の判断基準のは、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

35	フローリング	フローリング	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/Lであること。	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
----	--------	--------	--	---

備考) 1 本項の判断基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
 2 判断基準のは、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

36	再生木質ボード	パーティクルボード	合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。) 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
37		繊維板		
38		木質系セメント板		

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。
 2 木質または紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

39	ビニル系床材	ビニル系床材	再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。	工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。
----	--------	--------	---	--

備考) JISA5705(ビニル系床材)に規定されるビニル系床材の種類で記号PFに該当するものについては、本項の判断基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

40	断熱材	断熱材	建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 断熱材のうちグラスウール又はロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、次の要件を満たすこと。 ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。	発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
----	-----	-----	--	---

備考) 再生資源利用率における「原材料」とは、基材部分とする。

41	照明機器	照明制御システム	連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。	
42	変圧器	変圧器	エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。	運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

備考) 本項の判定基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを越え、7000V以下のものであって、交流の回路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これを含まないものとする。

絶縁材料としてガスを使用するもの

H種絶縁材料を使用するもの

スコット結線変圧器

3以上の巻線を有するもの

柱上変圧器

単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの

三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの

樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの

定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの

風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種類	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50Hz		$E=15.3S^{0.696}$
		60Hz		$E=14.4S^{0.698}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E=23.8S^{0.653}$
			500kVA超	$E=9.84S^{0.842}$
		60Hz	500kVA以下	$E=22.6S^{0.651}$
		500kVA超	$E=18.6S^{0.745}$	
モールド変圧器	単相	50Hz		$E=22.9S^{0.647}$
		60Hz		$E=23.4S^{0.643}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E=33.6S^{0.626}$
			500kVA超	$E=24.0S^{0.727}$
		60Hz	500kVA以下	$E=32.0S^{0.641}$
		500kVA超	$E=26.1S^{0.716}$	

備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。

3 E及びSは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率(単位：W)

S：定格容量(単位：kVA)

4 表の規定は、日本電機工業会規格1482及び1483に規定する標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10(モールド変圧器にあつては1.05)を乗じた式として取り扱うものとする。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第61号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

43	空調用機器	吸収冷温水機	冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。	
----	-------	--------	-----------------------------	--

備考) 1 本項の判断基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。
2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.10
冷凍能力が186kW以上	1.15

44	空調用機器	氷蓄熱式空調機器	氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。	
----	-------	----------	--	--

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーという。
2 「氷蓄熱式空調機器」の判断基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。

氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位：

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	-
	定格冷房蓄熱	-	-	25	-

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一時側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷房	35	-
	定格冷房蓄熱	25	-

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

45	空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 成績係数が表1又は表2に示された区分の数値以上であること。	
----	-------	-------------------	---	--

- 備考) 1 本項の判断基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空調和機」は、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

表1 JIS適合機種

区 分	期間成績係数 (APF)
冷房能力が28kW以上35kW未満	1.67以上
冷房能力が35kW以上	1.86以上

- 1 期間成績係数 (APF)の算出方法は、JIS B 8627-1による。

表2 JIS適合外機種

区 分	一次エネルギー換算成績係数 (COP)
冷房能力が28kW以上67kW未満	1.33以上
冷房能力が67kW以上	1.23以上

- 1 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + Ch / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力(単位：kW)

Egc：冷房ガス消費量(単位：kW)

Eec：冷房消費電力(単位：kW)を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値(単位：kW)

Ch：暖房標準能力(単位：kW)

Egh：暖房ガス消費量(単位：kW)

Eeh：暖房消費電力(単位：kW)を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算した値(単位：kW)

- 2 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B8627-2又はB8627-3の規定する方法に準拠して測定する。
- 3 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

46	空調用機器	送風機	高効率モニターが使用されていること。	
----	-------	-----	--------------------	--

- 備考) 1 高効率モニターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
2 適用範囲は、定格電圧200Vの三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

47	空調用機器	ポンプ	高効率モニターが使用されていること。	
----	-------	-----	--------------------	--

- 備考) 1 高効率モニターは、JIS C 4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。
2 適用範囲は、定格電圧200Vの三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

48	配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	建物屋内外の排水用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。 建物屋内の通気用の硬質塩化ビニル管であって、使用済塩化ビニル管を原料とする塩化ビニルが製品全体重量比で30%以上使用されていること。	製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
----	-----	------------------	---	-----------------------------------

- 備考) 「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の判断基準は、建物屋内外の排水用及び建物屋内の通気用に硬質塩化ビニル管を用いる場合においては、使用済塩化ビニル管を原料とするものを使用することを定めるものである。

49	衛生器具	自動水栓	電気制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。	
50		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量が4L/回であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。	
51		水洗式大便器	洗浄水量が10.5L/回以下であること。	

- 備考) 本項の判断基準の対象とする「水洗式大便器」は、洋風便器とする。

52	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	再生材料を使用した型枠については、再生材料(別表に掲げるものを原料としたもの)原材料の重量比で50%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 別表 再生材料の原料となるものの分類区分 廃プラスチック 古紙パルプ	再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性(材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮)が確保されたものであること。
----	-----------	-------------	---	--

- 備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表3 【建設機械】

	品目名	判断基準																				
53	排出ガス対策型建設機械	<p>搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5～15kW未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15～30kW未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30～272Kw以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272Kw以下	1.3	9.2	5.0	50
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																		
7.5～15kW未満	2.4	12.4	5.7	50																		
15～30kW未満	1.9	10.5	5.7	50																		
30～272Kw以下	1.3	9.2	5.0	50																		

備考) 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

	低騒音型建設機械	<p>建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力(kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>パイプロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機</td> <td>P < 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アースオーガー</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">オールケーシング掘削機</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アースドリル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>さく岩機(コンクリートブレーカー)</td> <td></td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー</td> <td>P < 55</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>55 P</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コンクリートポンプ(車)</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">コンクリート圧砕機</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アスファルトフィニッシャー</td> <td>P < 55</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>コンクリートカッター</td> <td></td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気圧縮機</td> <td>P < 55</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>55 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電発動機</td> <td>P < 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 P</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力(kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	107	206 P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 P < 103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P < 206	107	206 P	107	パイプロハンマー		107	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98	55 P < 103	102	103 P	104	アースオーガー	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P	107	オールケーシング掘削機	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	105	206 P	107	アースドリル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P	107	さく岩機(コンクリートブレーカー)		106	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55	101	55 P	104			コンクリートポンプ(車)	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P	107	コンクリート圧砕機	P < 55	99	55 P < 103	103	103 P < 206	106	206 P	107	アスファルトフィニッシャー	P < 55	101	55 P < 103	105	103 P	107	コンクリートカッター		106	空気圧縮機	P < 55	101	55 P	105	発電発動機	P < 55	98	55 P	102
機種	機関出力(kW)	騒音基準値 (dB)																																																																																																																											
ブルドーザー	P < 55	102																																																																																																																											
	55 P < 103	105																																																																																																																											
	103 P	105																																																																																																																											
バックホウ	P < 55	99																																																																																																																											
	55 P < 103	104																																																																																																																											
	103 P < 206	106																																																																																																																											
	206 P	106																																																																																																																											
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																																																																																											
	55 P < 103	104																																																																																																																											
	103 P < 206	107																																																																																																																											
	206 P	107																																																																																																																											
トラクターショベル	P < 55	102																																																																																																																											
	55 P < 103	104																																																																																																																											
	103 P	107																																																																																																																											
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																																																																																											
	55 P < 103	103																																																																																																																											
	103 P < 206	107																																																																																																																											
	206 P	107																																																																																																																											
パイプロハンマー		107																																																																																																																											
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98																																																																																																																											
	55 P < 103	102																																																																																																																											
	103 P	104																																																																																																																											
アースオーガー	P < 55	100																																																																																																																											
	55 P < 103	104																																																																																																																											
	103 P	107																																																																																																																											
オールケーシング掘削機	P < 55	100																																																																																																																											
	55 P < 103	104																																																																																																																											
	103 P < 206	105																																																																																																																											
	206 P	107																																																																																																																											
アースドリル	P < 55	100																																																																																																																											
	55 P < 103	104																																																																																																																											
	103 P	107																																																																																																																											
さく岩機(コンクリートブレーカー)		106																																																																																																																											
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55	101																																																																																																																											
	55 P	104																																																																																																																											
コンクリートポンプ(車)	P < 55	100																																																																																																																											
	55 P < 103	103																																																																																																																											
	103 P	107																																																																																																																											
コンクリート圧砕機	P < 55	99																																																																																																																											
	55 P < 103	103																																																																																																																											
	103 P < 206	106																																																																																																																											
	206 P	107																																																																																																																											
アスファルトフィニッシャー	P < 55	101																																																																																																																											
	55 P < 103	105																																																																																																																											
	103 P	107																																																																																																																											
コンクリートカッター		106																																																																																																																											
空気圧縮機	P < 55	101																																																																																																																											
	55 P	105																																																																																																																											
発電発動機	P < 55	98																																																																																																																											
	55 P	102																																																																																																																											

表4 【工法】

	品目分類	品目名	判断基準	配慮事項
55	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。	
56	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。	
57	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。	

58	舗装（路盤）	路上再生路盤工法	既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。	
----	--------	----------	---	--

備考）アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

59	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。	
----	--------	-----------------------	--	--

表5 【目的物】

	品目分類	品目名	判断基準	配慮事項
60	舗装	排水性舗装	雨水の道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。	

備考）道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

61	舗装	透水性舗装	雨水の道路の路床に浸透させることができる舗装であること。	
----	----	-------	------------------------------	--

備考）雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

62	屋上緑化	屋上緑化	植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。	屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
----	------	------	--	--

備考）建物の屋上等において設置するものとする。

～ 特定調達品目の調達にあたって～

特定調達品目は、重点的にグリーン購入を推進し調達目標を定める品目です。

調達目標は、各品目の購入総量に占める判断基準を満たす物品の割合です。

判断基準は、国の判断基準(環境物品等の調達の推進に関する基本方針)に準じています。

判断基準を満たした場合は、配慮事項を満たすものを購入するよう留意しましょう。

調達の共通配慮事項として、製品の包装が可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていることを留意しましょう。

判断基準を満たしている物品は、以下の点を参考に確認しましょう。

国等から提供される環境物品等に関する情報を活用しましょう。

- 環境に配慮された物品に関する情報 参照データベース
- ・環境省 グリーン購入法特定調達物品情報提供システム
 - ・グリーン購入ネットワーク GPNデータベース
 - ・日本環境協会 エコマーク製品情報データベース
 - ・環境省 環境ラベル等データベース

エコマークやグリーンマークなど環境に配慮した製品につけられているマーク(環境ラベル)を参考にしましょう。

エコマーク		グリーンマーク	
	ライフサイクル全体を通じて環境への負荷が少なく環境保全に資する商品と認定されていることを示すマークです。		原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークです。
再生紙使用マーク		国際エネルギースタープログラム	
	古紙配合率を示すマークです。		パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。
低排出ガス車認定ステッカー		燃費基準達成車	
	自動車の排出ガス低減レベルを示すマークです。		自動車の燃費性能を示すマークです。
PETボトルリサイクル推奨マーク		省エネラベリング制度	
	PETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。		省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを示すマークです。省エネ基準を達成している製品は緑色のマーク、達成していない製品は橙色のマークで示しています。

カタログ等で「グリーン購入法適合」マークがあるか確認しましょう。



(カタログやメーカーによりマークの違いはありますが、適合している商品であることが表示されている場合があります。)

カタログ等に表示されている古紙配合率、再生プラスチック使用率などの情報を参考にしましょう。